



さが支部通信

職場内で回覧・掲示ください！

事業主の皆さまへ

定期健診結果ご提供のお願い

協会けんぽの生活習慣病予防健診や人間ドック健診以外の健診を受けられた方につきましては、健診結果のご提出にご協力をお願いいたします。

健診結果ご提供のメリット



①健康サポート(特定保健指導)を受けられる！

健診結果からメタボリックシンドロームのリスクがあると判断された40歳から74歳までの方が受けられます。



②ご自身の健診結果をマイナポータル上で確認できる！

マイナンバーカードをお持ちの方は、原則マイナポータルからご確認いただくことができます。

提供依頼書を協会けんぽへご提出ください

入手方法

- ①佐賀支部にお電話にて「提供依頼書」の送付依頼
- ②佐賀支部HPにてダウンロード
佐賀支部HP>佐賀支部の健診・保険指導のご案内
>事業主の皆さまへ定期健診結果のご提供のお願い>提供依頼書(PDF)

健診結果
ご提供の流れ

※ご提出後は、佐賀支部が健診機関へ依頼手続きをします。 ※健診機関がデータを作成不可等の理由で提供が困難な場合は、後日事業所様に健診結果の写し等のご提出をお願いする場合がございます。

よくあるご質問

Q. 個人情報である健診結果を提供して問題になりませんか？

A. 協会けんぽへ健診結果をご提出いただくことは、法律※で認められており、責任を問われることはありません。※高齢者の医療の確保に関する法律(第27条)

Q. 提供依頼書は毎年提出するものですか？

A. 以前にご提出いただいている場合、再度ご提出は不要です。1回のご提出で継続的に有効となります。ただし健診機関が変わった場合は、ご提出をお願いします。

高齢受給者証の負担割合が現在「3割」となっている方へ

昨年の収入が一定の基準を下回る場合は
一部負担金の割合が「2割」になります

医療機関における一部負担金の割合が現役並み所得者であるとして「3割」となっている方であっても、令和7年(2025年)中の収入が、以下の基準収入額未満である場合、申請により一部負担金の割合が「3割」から「2割」になります。

70歳以上の被扶養者を有する場合	70歳以上の被扶養者を有しない場合	(被保険者の収入が383万円以上の方のうち) 旧被扶養者を有する場合
(被扶養者の収入と合わせて) 520万円未満	383万円未満	(旧被扶養者の収入と合わせて) 520万円未満

制度の詳細や申請方法はこちら

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat710/sb3160/sbb3166/260812#linkseido>



令和7年度被扶養者資格の再確認にご協力いただき ありがとうございました

協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、令和7年11月から12月にかけて被扶養者資格の再確認を実施しました。

事業主・加入者の皆様には、ご多忙なところ、「被扶養者状況リスト」等の提出にご協力いただき、誠にありがとうございました。

令和7年度被扶養者資格再確認の結果

被扶養者の解除になられた人：約**18.8万人**(令和8年3月31日現在)

被扶養者の解除により見込まれる前期高齢者納付金の負担軽減額：**6億円程度**

届出はその都度必要です！

就職や一定の収入を超えた場合など、被扶養者の条件に該当しなくなったときは、その都度「健康保険被扶養者(異動)届」の提出が必要です。

被扶養者に異動があった場合は、すみやかな届出にご協力をお願いします。

※提出先は日本年金機構となります。

協会けんぽ佐賀支部のビル名が変更になります

佐賀中央第一生命ビル



令和8年
10月1日から

ユニバース佐賀ビル



全国健康保険協会 佐賀支部

〒840-8560

佐賀市駅南本町6-4佐賀中央第一生命ビル

TEL:0952-27-0611(代表)

申請は
電子申請が
おすすめ
です！

▼電子申請のページ



佐賀支部
LINE友だち
募集中

▼LINE登録

